



【2026 年度秋学期 日本人学部生用】

授業料免除・徴収猶予制度 申請要項

横浜国立大学では、2026 年度に本学に在学する日本人※正規学部生を対象に経済支援制度を実施します。

※本制度受付期限内において在留資格が「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の者も含みます。

※在留資格が「留学」である外国人留学生は[グローバル推進課 HP](#)をご確認ください。

【受付期間】

2026 年 9 月上旬（申請要項・申請様式公開後）～ 10 月 9 日（金）

【結果発表日】

2026 年 12 月 17 日（木）

※申請前に必ず確認してください

- ・本制度は「日本学生支援機構（JASSO）給付型奨学金（多子世帯への授業料等無償化含む）」による授業料等減免とは異なります。左記制度のみの申請を希望する場合、本制度への申請は必要ございません。
- ・各学期（春学期：4 月～9 月／秋学期：10 月～翌 3 月）の途中に休学・修了等予定の学生はその学期の授業料免除・徴収猶予の審査の対象者とはなりません。
- ・今回の申請は「2026 年度秋学期」分です。申請は年度ごとに行う必要がありますので、来年度も授業料免除・徴収猶予を希望する場合、来年度の受付期間（2027 年 2 月上旬～4 月上旬予定）に再度申請が必要です。

問い合わせ先：横浜国立大学 学務・国際戦略部 学生支援課 経済支援係
（学生センター 2 階①窓口）

住 所：〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8
横浜国立大学 学生支援課 経済支援係

T E L：045-339-3113

F A X：045-339-3119

E-MAIL：gakusei.keizai@ynu.ac.jp

U R L：http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/

窓口時間：土日祝および下記期間除く 8:30～12:45／13:45～17:00

・夏季休業期間（2026 年 8 月 12 日～18 日）

・年末年始休業期間（2026 年 12 月 26 日～2027 年 1 月 3 日）

目次

申請概要	3
I. 申請受付	3
(1) 授業料免除・徴収猶予申請	
(2) 補足・注意点等	
(3) 郵送申請方法	
II. 選考区分および審査	3
(1) 特別の事情	
(2) 経済的理由による「猶予のみ」希望	
III. 来年度以降の授業料免除・徴収猶予申請における注意点	4
申請書類作成要領	4
I. 作成上の注意	4
II. 提出書類	4
【全員提出】	4
(1) 提出書類チェックリスト [様式 1]	
(2) 受付書 (本人控) [様式 2]	
(3) 横浜国立大学 経済支援制度申請書 兼 同意書 [様式 3]	
(4) 家計調書 [様式 4]	
① 申請者情報	
② 家族状況	
③ 特別控除 (該当する世帯のみ記入)	
(5) 世帯全員の住民票 (写しの原本、2026 年 7 月 1 日以降発行)	
(6) 世帯全員の令和 8 年度 (令和 7 年分) 所得・課税証明書 (原本、コピー不可)	
【同一世帯の者に高校生以上の就学者がいる場合のみ提出】	7
(7) 横浜国立大学経済支援制度専用 在学証明書 [様式 6]	
【同一世帯の者 (本人・就学者・乳幼児を除いた全員分) の該当書類をすべて提出】	7
(8) 収入状況申告書 [様式 5]、収入等証明書類	
【その他】	9
(9) 以下に当てはまる場合のみ提出	
選考結果	9
I. 結果発表日	9
II. 発表方法	9
III. 授業料口座引落日	9
Q&A	10
注意事項	10

申請概要

I. 申請受付

(1) 授業料免除・徴収猶予申請

受付期間	2026 年 9 月上旬（申請要項・申請様式公開後）～ 10 月 9 日（金）※最終日消印有効
提出窓口	学生支援課経済支援係（学生センター 2 階①窓口）
申請方法	受付期間内に窓口 または 郵送（詳細は（3）郵送申請方法参照）にて申請書類を提出してください。

(2) 補足・注意点等

- ・提出窓口の受付時間は土日祝日を除く 8:30～12:45 および 13:45～17:00 です。受付期間内に書類を提出されない場合、受付期間後の申請は受理いたしかねます。受付期間内に用意が難しい書類がある場合、まずは受付期間内にその書類以外をすべて提出してください。（不足書類は後日提出可能です。）
- ・例年、受付期間終了日に近くなると窓口が大変混み合います。窓口提出をする場合、可能な限り期限よりも早く申請書類を提出してください。申請書類の提出が期限間際となる場合、郵送申請を強く推奨します。

(3) 郵送申請方法

- ・「レターパックライト（430 円）」へ以下必要書類を入れて、受付期間内に送付先へ郵送してください。

必要書類	① 申請書類 ② 「（受付書（本人控）」の返送希望者のみ）返信用封筒（長形 3 号（12cm×23.5cm）のみ受付） ※ 返送先の郵便番号・住所・氏名を明記のうえ、320 円分の切手を貼付してください。（長形 3 号より大きい封筒を使用する場合、320 円分以上の郵送料金が発生するため、事前に切手代を必ず確認してください。） ※ 「受付書（本人控）」は書類到着後 1 週間程度で返送予定です。 ※ 返送を希望しない場合、後日窓口で「受付書（本人控）」を受領してください。
送付先	〒240-8501 神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台 79-8 横浜国立大学 学生支援課経済支援係宛 ※ 「品名」欄に「授業料免除等申請書類」と記入してください。 ※ 消印の日付が受付期間を超過している場合、「申請無効」とします。 ※ 「レターパックライト（430 円）」は生協やコンビニエンスストア、郵便局等で購入できます。

II. 選考区分および審査

(1) 特別の事情

対象者	前学期 ^{※1} において、本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」 ^{※2} という）が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害 ^{※3} を受けた場合で、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
審査	経済状況：申請者本人と生計を同一にする世帯全体の経済状況によって審査を行う ^{※4※5※6※7}

※1 2026 年度秋学期分において、前学期とは 2026 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までです。

※2 学資負担者は同一世帯内の者に限ります。

※3 風水害等の災害とは原則日本国内で発生し、公的機関の「罹災証明書」「被災証明書」等の取れるものです。

※4 通常は 2025 年の実績を 2026 年の収入見込とします。2026 年の収入見込が 2025 年の実績と著しく異なる場合、考慮して審査を行います。詳細は P.7～8（8）収入等証明書類を参照してください。

※5 特別控除が認められる世帯は考慮して審査を行います。詳細は P.5～6（4）③特別控除を参照してください。

※6 免除に係る予算が限られているため、申請者多数の場合、免除を受けられない可能性があります。その際は【経済的困窮度】の高い順に免除されます。

※7 収入・所得の目安は末尾の【参考】収入・所得限度額目安表で確認してください。

(2) 経済的理由による「猶予のみ」希望

対象者	経済的理由等によって授業料の納付が困難であると認められる者
審査	経済状況：申請者本人と生計を同一にする世帯全体の経済状況によって審査を行う※1※2※3※4 ＋ 学業：以下の通り※5※6 1 年次（2026 年度編入学者含む）：入学試験の合格をもって適格とみなす 2 年次以上：学部の定める標準単位数※7を修得し、修得単位数の 60%以上が「良」以上

※1 通常は 2025 年の実績を 2026 年の収入見込とします。2026 年の収入見込が 2025 年の実績と著しく異なる場合、考慮して審査を行います。詳細は P.7～8（8）収入等証明書類を参照してください。

※2 特別控除が認められる世帯は考慮して審査を行います。詳細は P.5～6（4）③特別控除を参照してください。

※3 免除に係る予算が限られているため、申請者多数の場合、免除を受けられない可能性があります。その際は【経済的困窮度】の高い順に免除されます。

※4 収入・所得の目安は末尾の「【参考】収入・所得限度額目安表」で確認してください。

※5 学業審査が「不適格」の場合、経済状況に関わらず「不許可」となります。

※6 原則として休学期間を除く在学期間が最短修業年限を超えている者は「不適格」となりますが、最短修業年限の超過期間が 1 年以内の場合のみ理由によっては「適格」となる場合があります。

※7 標準単位数は末尾の「【参考】標準修得単位数表」で確認してください。

Ⅲ. 来年度以降の授業料免除・徴収猶予申請における注意点

- ・（1）特別の事情による申請は一つの特別の事情につき一回のみです。二学期連続で一つの特別の事情による申請は行えません。（例：2026 年度秋学期に「父親の死亡」を理由として申請を行い、2027 年度春学期に再度「父親の死亡」を理由として申請を行うことはできません。一方、2026 年度秋学期に「父親の死亡」を理由として申請を行い、2027 年度春学期に「春学期中の風水害等の被害」を理由として申請を行うことは可能です。）
- ・ 2026 年度秋学期の（1）特別の事情による授業料免除・徴収猶予申請者のうち 2027 年度春学期は（1）特別の事情ではないが授業料免除希望の場合、「日本学生支援機構（JASSO）給付型奨学金（多子世帯への授業料等無償化含む）」定期採用（2027 年 4 月申請開始予定）へ申請してください。
- ・ 2026 年度秋学期の（1）特別の事情による授業料「徴収猶予」申請者のうち 2027 年度春学期は（1）特別の事情ではないが授業料徴収猶予希望の場合、2027 年度春学期は（2）経済的理由による「猶予のみ」希望者として申請してください。なおこの場合、「経済状況」に加え「学業」審査も行われます。
- ・ 書類審査は学期ごとに個別に実施されるため、2026 年度秋学期の結果とは異なる場合がございます。

申請書類作成要領

I. 作成上の注意

- ・ 申請書類は 2026 年 10 月現在の状況を記入してください。
- ・ PC 入力または黒のペンによる手書きで作成してください（鉛筆・フリクション等消せる筆記用具の使用不可）。
- ・ 手書きまたは印字内容を修正する場合、修正テープ等は使用せず、該当部分を二重線で消してください（訂正印不要）。
- ・ 申請後～受付期間内に内容の変更が生じた場合、必ず学生支援課経済支援係へ申し出てください。

Ⅱ. 提出書類

【全員提出】

（1）提出書類チェックリスト [様式 1]

（2）受付書（本人控）[様式 2]

（3）横浜国立大学 経済支援制度申請書 兼 同意書 [様式 3]

（4）家計調書 [様式 4]

①申請者情報

- ・ 通学区分：以下を確認し、いずれかにチェックしてください。
 - 自宅：申請者本人が家族と同居している場合
 - 自宅外：申請者本人が就学のため家族と別居している場合

- ※「自宅外」に当てはまるが住民票を実家から移していない（申請者本人の現住所が住民票の住所と異なる）場合、2026年10月現在その住所に住んでいることがわかるもの（「契約期間に2026年10月1日以降の日付が含まれるアパートの契約書」「入寮許可証」「2026年10月以降に発行された公共料金領収書」いずれかのコピー（入居者氏名、住所、契約期間（領収書発行日）が確認できる部分）もあわせて提出してください。
- ※ アパート等の契約期間が2026年10月1日以前で終了している場合、アパート契約更新の覚書等を提出してください。覚書等の書類がない場合、「契約期間が2026年10月1日以前で終了しているアパートの契約書」に加えて「2026年10月以降に発行された公共料金領収書」のコピーを提出してください。

②家族状況

- ・2026年10月現在の世帯を構成する者全員を「本人」「就学者を除く家族」「本人以外の就学者」に分けて記入してください。
- ・世帯：同居・別居を問わず、申請者本人と生計を同一にする者のことです。
 - ※ 就学・就労・療養等のために別居していて住民票が別であっても、生計が同一である者は「世帯」に含まれます。
 - ※ 「職業」欄は無職の場合も空白とはせず、「無職」「専業主婦」「年金収入」等と記入してください。
 - ※ 未就学児は「就学者を除く家族」に記入のうえ、「職業」欄に「未就学」等と記入してください。
 - ※ 申請者本人が自宅外通学の場合、父母・兄妹等の記入が必要です。
- ・別生計者：世帯全員の住民票に記載されている者のうち生計の異なる者のことです。「就学者を除く家族」または「本人以外の就学者」に記入のうえ、「続柄」欄に「○」を付けてください。「別生計者」の証明書類は提出不要です。
 - ※ 祖父母・兄妹等が同居していても生計が異なる場合、「別生計者」として申請してください。
- ・本人以外の就学者：世帯内に「就学者（下表に在学する者）」がいる場合、記入してください。

学校種類	備考
小学校	特別支援学校含む
中学校	中等教育学校（前期課程）、特別支援学校含む
高等学校	中等教育学校（後期課程）、高等学校通信制、専攻科、別科、特別支援学校高等部含む
高等専門学校	専攻科含む
専修学校	高等課程・専門課程含む ※一般課程除く
特別支援学校	盲・ろう・養護学校含む
大学	大学院、短期大学、専門職大学・短期大学、大学・短大の専攻科および政令で定める特定別科、大学・短大・大学院の通信教育部、海外大学、放送大学全科履修生含む ※研究生、科目等履修生、聴講生除く

- ※ 申請者本人以外の就学者が就学のため家族と別居している場合、「通学区分」欄の「自宅外」にチェックを付けてください。
- ※ 高校生以上の就学者は本学様式の在学証明書〔様式6〕を提出してください。（詳細はP.7（7）を確認してください。）
- ※ 父母・配偶者が学生の場合、収入に関する証明書類等だけでなく、本学様式の在学証明書〔様式6〕も提出してください。
- ※ 予備校、職業訓練校、語学学校、各種省庁大学校（防衛大学校）等文部科学省所管の学校でないものに在学する者は「就学者」に含みません。「就学者を除く家族」に記入のうえ、収入等に関する証明書類を提出してください。

③特別控除（該当する世帯のみ記入）

- 母子・父子世帯
 - ・理由（離婚・未婚・死亡等）、時期、児童扶養手当・遺族年金受給有無をチェックしてください。
 - ・母子・父子世帯の提出書類（該当する場合のみ）

対象者	提出が必要な書類
児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書等のコピー
遺族年金受給者	年金証書・年金交付通知書のコピー等最新の年金額がわかるもの
6か月以内に主たる家計支持者が死亡した世帯	除票（原本の写し）・死亡診断書（コピー）等 ※死亡年月日の記載があるもの
別居等やむを得ない事情で実質的に母子・父子世帯に該当する場合	申立書〔様式13〕へ詳細を記入して提出

- 障害者のいる世帯（申請者本人が障害者である場合も含む）
 - ・下記に該当する場合、続柄・氏名を記入のうえ、障害者年金・特別児童扶養手当受給有無をチェックしてください。
 - 障害者手帳の所持者
 - 公害病の認定者・原爆被爆による障害者
 - 心神喪失の状況にある者、もしくは知的障害者と判定された者
 - 要介護認定2以上かつ申請時点において6ヶ月程度以上継続している者

- ・ 障害者のいる世帯の提出書類（全員提出の書類以外は該当する場合のみ）

対象者	提出が必要な書類
障害者の方全員	障害者手帳、療育手帳、被爆者健康管理手帳等のコピー ※最新のものの、申請中の場合は医師の証明書等
障害者年金受給者	年金証書・年金交付通知書のコピー等最新の年金額がわかるもの
特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当証書等のコピー
要介護認定を受けている場合	「要介護状態区分等」記載の介護保険被保険者証（（一）～（三））のコピー

3. 長期療養者のいる世帯

- ・ 申請時点において6ヶ月以上にわたる期間療養中の者、または申請時点では療養期間が6か月未満の場合でも6か月以上にわたる療養が必要であると認められる者がいる世帯で、申請前1年以内の療養費の自己負担による支出額合計が20万円以上の世帯が対象です。

※ 長期療養者名記載の領収書等で証明できる金額のみが控除対象です。

※ 世帯全体の総額で20万円を超えた場合、複数名を長期療養者として申請可能です。

※ 申請時現在において治療が終了している場合、控除対象外です。

- ・ 交通費、診断書で証明された病気等以外の治療代等、健康保険で医療給付を受ける金額および損害補償等によって補填される金額はいずれも療養費の対象外です。特に高額医療費には払戻金があるので、事前にご確認ください。

※ 療養費：医師の診断書により証明された病気の診療代・治療代・入院費、看護人費用・治療または療養のための医薬品代等です。

※ 介護費：介護保険上の介護給付として支給されているサービス利用料、介護施設入居費等です。介護に係る施設入居費用を申請する場合、介護保険法上の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設）、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホームの入居費用は特別控除の対象ですが、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームの入居費用は該当施設内で受けた介護サービス分の費用を除き特別控除の対象外です。

- ・ 長期療養者のいる世帯の提出書類（全員提出の書類以外は該当する場合のみ）

対象者	提出が必要な書類
長期療養者の方全員	・ 医師の診断書（6か月以上の療養期間記載）のコピー ・ 自己負担明細表〔様式9〕 ・ 長期療養費領収書貼付用紙〔様式10〕 ※ 2025年10月1日から2026年9月30日までの治療費・薬代等領収書のコピー（支払内訳がわかるもの）を病院等別・日付順に貼付 ※ 請求書不可
補填された金額（高額療養費、民間保険、健康保険組合等からの給付）がある場合	2025年10月1日から2026年9月30日までの振込通知書等の金額がわかる書類のコピー
家族の介護費を申請する場合	2025年10月1日から2026年9月30日までの介護保険上の介護給付として支給されているサービスの自己負担額がわかる介護サービス提供事業者発行の領収書等のコピー
要介護認定を受けている場合	「要介護状態区分等」記載の介護保険被保険者証（（一）～（三））のコピー
長期療養者が別生計の場合	・ 長期療養者の住民票 ・ 長期療養者の令和8年度（令和7年分）所得・課税証明書 ・ （長期療養者に収入（年金等）がある場合）収入状況申告書〔様式5〕、収入等証明書類

4. 申請前6か月以内に火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯

- ・ 被害による支出の増大または収入の減少で、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれ、日常生活を営むために必要な資材や生活費を得るための基本的な手段（田・畑・店舗・住居等）に被害を受けた場合が対象です。

- ・ 上記被害を受けた世帯の提出書類（全世帯提出の書類以外は該当する場合のみ）

対象者	提出が必要な書類
全世帯	罹（被）災証明書の原本またはコピー ※罹災証明書の場合、被害区分（全壊～一部損壊）の記載があるもの
罹（被）害額が証明できる場合	領収書・見積書等金額がわかるもののコピー
被害に伴う保険金等の収入がある場合	名称・金額・受領日のわかるもののコピー
確定申告により控除を受けている場合	令和7年分確定申告書（第一表・第二表）のコピー
補填された金額（保険・損害保険・賠償等）がある場合	振込通知書等の金額がわかるもののコピー

(5) 世帯全員の住民票（写しの原本、2026 年 7 月 1 日以降発行）

- ・「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」という認証文および世帯全員分の記載をご確認のうえ、提出してください。（「この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」（＝世帯全員が記載されていない）という認証文の場合、受領できかねます。別生計者が記載されていても住民票から除かないでください。）
- ・「マイナンバー（個人番号）」の記載がある場合、マスキング処理（黒塗り等）を行ってください。
- ・申請者本人の現住所が住民票の住所と異なる（通学区分：「自宅外」に当てはまるが住民票を実家から移していない）場合、2026 年 10 月現在その住所に住んでいることがわかるもの（「アパート等の契約書」「入寮許可証」「2026 年 10 月以降に発行された公共料金領収書」いずれかのコピー（入居者氏名、住所、契約期間（領収書発行日）が確認できる部分））もあわせて提出してください。
- ※ アパート等の契約期間が 2026 年 10 月 1 日以前で終了している場合、アパート契約更新の覚書等を提出してください。覚書等の書類がない場合、「契約期間が 2026 年 10 月 1 日以前で終了しているアパートの契約書」に加えて「2026 年 10 月以降に発行された公共料金領収書」のコピーを提出してください。
- ・在留資格が「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」の者の場合、世帯全員分の在留資格が明記されている住民票を提出してください。（在留資格が省略されていない場合や記載されていない場合、受領できかねます。）

(6) 世帯全員の令和 8 年度（令和 7 年分）所得・課税証明書（原本、コピー不可）

提出対象者	同一世帯内で本人・就学者・乳幼児を除いた全員分 ※ 所得の有無にかかわらず、対象者分は必ず全員分提出（専業主婦等で収入が 0 円の場合、扶養控除範囲内の収入の場合、父母や配偶者が就学者の場合でも提出が必要）
記載必須事項	所得額（収入の種類・内訳・金額）と住民税の課税額（特に市町村民税の所得割額） ※ 市区町村役所にて上記の事項が明記されているか要確認
書類発行申請先	2026 年 1 月 1 日時点で住民票の住所があった市区町村の役所 ※ 引っ越し等で住民票を移した場合、転居前の市区町村役所にて要取得（税務署で発行される納税額の証明書では受付不可）
2025 年中に所得がない場合	所得額かつ住民税額が「0 円」であることを証明する所得・課税証明書または非課税証明書を提出

- ・所得額と住民税額が省略されている、「—」「※」等の表記がある等の場合には学生支援課経済支援係に相談してください。
- ・所得・課税証明書の名称は自治体により異なります（「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」等）。

【同一世帯の者に高校生以上の就学者がいる場合のみ提出】

(7) 横浜国立大学経済支援制度専用 在学証明書〔様式 6〕

- ・2026 年 10 月以降も就学する高校生以上の同一世帯の者（申請者本人除く）1 名につき 1 枚提出してください。
- ・在学の様式による証明書は原則不可（通学状況・設置区分・学校種別等審査に必要な情報が把握不可のため）ですが、万が一在学にて本学様式の発行不可の場合、学生支援課経済支援係へご相談ください。
- ・2026 年 9 月卒業後に進学する場合、進学先にて本学様式の在学証明書の発行が必要です。時期により提出期限までに発行が難しい場合、別途期限を設定しますので学生支援課経済支援係へご相談ください。（その他の書類は期限内に必ず提出してください。）
- ・同一世帯の者が横浜国立大学に在学している場合、申請者本人が①②のみ記入のうえ提出してください（太枠線内は記入不要）。

【同一世帯の者（本人・就学者・乳幼児を除いた全員分）の該当書類をすべて提出】

(8) 収入状況申告書〔様式 5〕、収入等証明書類

- ・収入状況申告書〔様式 5〕は同一世帯内の者（本人・就学者・乳幼児を除いた全員分）1 人につき 1 枚（収入源が複数あり枠が不足する場合、複数枚）を全員提出してください。
- 例：就学者にあたる大学生の兄がアルバイトをしている場合、その兄のアルバイトに関する証明は不要
- ・父母や配偶者が就学者の場合、在学証明書〔様式 6〕だけでなく、収入状況申告書〔様式 5〕も提出してください。
- ・退職金等の臨時収入は記入不要ですが、すでに終了している収入や単発を含む短期間の給与収入は記入が必要です。

・下表を参考に、すべての収入の2025年1月以降の実績等を分かる範囲で記入してください。

提出書類	収入状況申告書〔様式5〕記入要領
給与・賃金、役員報酬、専従者給与（パート・アルバイト含む） A. 2025年1月1日以前から同じ勤務先で働いている場合 ● 令和7年分給与所得の源泉徴収票のコピー ※ 複数の勤務先で給与が発生している場合、すべての勤務先分を提出 B-1. 2025年1月2日以降に転職した場合 B-2. 転職はしていないが、雇用形態変更等により収入状況に著しい変動がある場合（定年退職、定年退職後の再就職等） ● 令和7年分給与所得の源泉徴収票のコピー ※ 複数の勤務先で給与が発生している場合、すべての勤務先分を提出 上記に加え、下記のいずれかを提出 ● 直近3ヶ月分以上の給与明細書のコピー ● 年間支給見込証明書〔様式7〕（直近3ヶ月分以上の給与明細書のコピーが提出困難または収入の増減が著しい場合） C. 2026年7月～9月に退職した勤務先がある場合 ● 離職票・雇用契約書（退職日記載）令和8年分源泉徴収票等のコピー ※ 上記が提出不可の場合、退職に関する証明書〔様式8〕を勤務先にて作成依頼のうえ提出 ※ 2026年6月までに退職または2026年10月以降に退職予定の場合、提出不要	・源泉徴収票の場合、「支払金額」を「合計①」欄に記入（各月の記入不要） ・給与明細の場合、左記の「月」欄に年月を記入のうえ、「総支給額」（税金等含む「振込額」ではない金額）から「交通費」を引いた金額を該当「月」欄に記入 ・年間支給見込証明書〔様式7〕の場合、「勤務先制度等名称」～「賞与（ボーナス）」欄まで記入、「月」「合計①」欄への記入不要
事業所得（商・工・林・水・農業）、不動産所得（家賃・地代）、利子・配当・雑所得等 ● 令和7年分確定申告書（第一表・第二表）のコピー ※ 分離課税の申告（第一表の種類欄「分離」に○や✓）がある場合、第三表も提出 ※ 確定申告を行っていない場合、市区町村に提出する市（町）県民税申告書のコピー等2025年分の収入金額・必要経費・所得金額がわかる書類を提出 ● 2025年1月1日以降に新規で事業等を開始した場合、最近3ヶ月分以上の収入金額・必要経費・所得金額がわかる書類（青色申告決算書のコピー等）を提出	・確定申告書記載の「収入金額等」欄の「給与」(㊸)、「所得金額」欄の①②③④⑤の額を1列ずつ「合計①」欄に記入 ・分離課税の申告がある場合、第三表の「所得金額」を「合計①」欄に記入 ・2025年1月1日以降に新規で事業等を開始した または 新たな雑所得がある場合、最近3ヶ月分以上の収入金額・必要経費・所得金額がわかる書類（青色申告決算書のコピー等）記載の収入金額から必要経費を除く「所得金額」を該当「月」欄または「合計①」欄に記入
年金・恩給（2026年中の受給予定含む） 下記のいずれかを提出 ● 令和7年分公的年金の源泉徴収票（ハガキ）のコピー ● 最新の年金額改定通知書・年金振込通知書（ハガキの全ページ）のコピー ● 年金証書・年金交付通知書のコピー等最新の年金額がわかるもの	・源泉徴収票の場合、「支払金額」を「合計①」欄に記入 ・年金額改定通知書・年金振込通知書の場合、「合計年金額」を「合計①」欄に記入 ・確定申告書の場合、「収入金額等」欄の「公的年金等」(㊹)の額を「合計①」欄に記入 ※支払月の記載のない証明書類は年間支給額を「合計①」欄に記入
失業給付金 ● 雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）のコピー	・雇用保険受給資格者証（第1面）「基本手当額」×「所定給付日数」の合計額を「合計①」欄に記入
生活保護 ● 保護（変更）決定通知書等のコピー	・保護（変更）決定通知書等の支給予定額を該当「月」欄に記入
児童扶養手当・特別児童扶養手当（児童手当は申告不要） ● 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書等のコピー	・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書等の手当月額を該当「月」欄に記入
無収入の者（申請学期の途中で無収入になる予定の者も含む） ● 収入状況申告書〔様式5〕 ● （失業手当受給「有」の者）雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）のコピー	・「③現在無収入の方は以下の欄を必ず記入」欄を記入 ・2025年1月～無収入になるまでに収入がある場合、①②も記入のうえ、証明書類を提出

【その他】

(9) 以下に当てはまる場合のみ提出

区分	証明書等の種類
同一世帯の者（本人・就学者・乳幼児を除いた全員）のうちいずれかが産前・産後休業中もしくは育児休業中の場合	● 勤務先の産休前までの直近3ヶ月分以上の給与明細のコピー ● 勤務先発行の産前産後・育児休業証明書のコピー ● 育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）※1※2 ※1 現時点で給付中もしくはすでに受領している場合、提出 ※2 申請中や発行中等の事情で期限内に提出が難しい場合、学生支援課経済支援係へ要相談（別途期限を設定、その他の書類は期限内に要提出）
申し立て事項がある者	● 申立書〔様式13〕 ※例：申請者本人の現住所と住民票住所が異なるがアパートの契約書等のコピーが提出できない場合、理由を記入し提出（親戚宅等での同居の場合、家賃支払いの有無・金額を要記載） ● その他、指示された書類

選考結果

I. 結果発表日

2026年12月17日（木）

※ 発表日は予定です。発表日が変更となる場合、[学生支援課ウェブサイト](#)等でお知らせします。

※ 申請者は全員審査結果発表日まで入学金／授業料の徴収が猶予されます（通常の授業料引落日には引落はありません）。



学生情報システム

II. 発表方法

学生情報システムにて発表

・「[学生情報システム](#)」(<https://risyu.jmk.ynu.ac.jp/WebInfo/p/LogIn.aspx>) に YNU ログイン ID・パスワードでログインのうえ、「授業料免除選考結果」から結果を確認してください。

※ 「学生情報システム」にて確認できない場合、申請者本人が学生証を持参のうえ学生支援課経済支援係窓口にお越しいただくか、申請者本人の YNU メールアドレスにて学生支援課経済支援係 (gakusei.keizai@ynu.ac.jp) へ学生証の画像を添付のうえ選考結果開示希望のメールを送信してください。（個人情報保護のため、掲示による発表、電話による結果確認等は行っておりません。）

III. 授業料口座引落日

以下日程に授業料引落口座から自動引落

免除結果	徴収猶予結果	不許可 または 徴収猶予申請なし	許可
全額免除		納付不要（引落なし）	
半額免除		2027年1月27日（水）に 授業料（免除額除く）を自動引落	2027年3月1日（月）に 授業料（免除額除く）を自動引落
一部免除			
不許可 または 徴収猶予のみ申請			

※ 所定の期日までに授業料の納付がない場合、「除籍」となりますので、納付期限を厳守してください。

※ 審査の結果によって支払いが必要になる場合があります。その場合に備え、必要な金額および納付期限を確認しておいてください。

Q&A

Q1. 授業料免除に申請すれば必ず全額免除されますか？

A1. 授業料免除に申請しても**必ず免除免除となるわけではありません**。(1) 特別の事情による申請は「経済状況」に関する審査があり、「全額免除」「半額免除」「不許可」の判定がされます(「日本学生支援機構(JASSO) 給付型奨学金(多子世帯への授業料等無償化含む)」にも申請する場合、「2/3 免除」「1/3 免除」の判定となることもあります)。また免除予算が限られており、申請者多数の際は**経済的困窮度の高い順**に免除され、免除を受けられないこともあります。免除されない場合に備え、必要な金額および納付期限を予め確認しておいてください。

Q2. 授業料免除・授業料徴収猶予いずれも申し込む場合、どうすればいいですか？

A2. 横浜国立大学経済支援制度申請書 兼 同意書[様式3]の授業料免除・徴収猶予いずれもチェックしてください。なお、各添付書類は1部のみで問題ありません。

Q3. 日本学生支援機構や民間・地方自治体等の奨学金を申請していますが、授業料免除・徴収猶予への申請や併給は可能ですか？

A3. 日本学生支援機構は大学独自の入学料/授業料免除・徴収猶予制度と併給可能です。民間・地方自治体等の奨学金は併給不可の場合がありますので、必ず事前に併給可能か確認したうえで申請してください。

Q4. 受付期間までに申請書類をすべて揃えて提出することができない場合、どうすればいいでしょうか？

A4. 受付期間内に用意が難しい書類がある場合、**まずは受付期間内にその書類以外をすべて提出してください**。(不足書類は提出期限を別途指定しますので**厳守願います**。)受付期間内に書類を提出されない場合、受付期間後の申請は受理いたしかねます。

Q5. 「同一世帯」とはどこまでを指しますか？

A5. 同居・別居を問わず、申請者本人と生計を同一にする家族を指します。単身赴任中の父親または母親、就学のために別居している兄弟姉妹等も「同一世帯」に含まれます。一方、同居していても生計が別の兄弟姉妹・祖父母等は「別生計」です。「同一世帯」者は住民票や収入・就学に関する書類等の提出が必要ですが、「別生計」者は書類等の提出は必要ありません。

Q6. 学部生でも「独立生計者」として申請できますか？

A6. 「独立生計者」は原則大学院生向けであるため、学部生は「独立生計者」として申請することはできません。特殊な事情がある場合、学生支援課経済支援係に相談してください。

Q7. 非課税の収入(遺族年金・生活保護受給等)は申告しなくても構いませんか？

A7. 非課税の収入も審査に関係するため、必ず申告してください。

注意事項

- 提出された書類は貸出・返却いたしませんので、提出前に適宜写真・コピー等で控えを取っておいてください。
- 虚偽の内容を申告した場合や学則違反の事実が判明した場合、授業料免除への「申請無効」となります。結果発表後にその事実が判明した場合も、授業料免除の「申請無効」により結果取消となります。また書類に不備・不足があった場合、大学から指定を受けた提出期限までに提出してください。事前連絡がない状態で期限までに不足書類等の提出がない場合、申請した入学料/授業料免除・徴収猶予の「書類不備者」として審査対象外となりますので予めご了承ください。
- 不足書類・追加書類や確認事項がある場合、gakusei.keizai@ynu.ac.jp (学生支援課経済支援係) からメールまたはお電話にてご連絡する場合があります。原則 YNU メールアドレス宛に連絡しますので、上記アドレスからのメールの受信が確認できるようにしておいてください。設定の詳細は「[横浜国立大学情報基盤センター](#)」ウェブサイトを確認してください。パスワード不明等の事情により YNU メールアドレスを利用していない方は、下記 QR コードから情報基盤センターウェブサイト「[パスワードや多要素認証設定の更新とリセット手続き](#)」にアクセスし、必ず事前に利用できるようにしておいてください。
- 大学の電話番号「045-339-」から不在着信があった場合、必ず折り返し連絡してください。
- 受付期間終了後に「**特別の事情(家計支持者の死亡、風水害等)**」に該当する事由が生じ、授業料の支払いが困難になった場合、学生支援課経済支援係までお問い合わせください。
- 申請書類に記載されている個人情報を選考のために利用され、その他の目的には利用されません。



【参考】学部 標準修得単位数表
(2026年度秋学期 授業料免除・徴収猶予申請に係る「学業」審査用)

2026年10月1日時点

※各設定単位数は変更になる場合あり

※休学歴のある者は在学月数で確認すること

学年		新入生 2026秋入学	1年生 2026春入学	2年生 2025秋入学	2年生 2025春入学	3年生 2024秋入学	3年生 2024春入学	4年生 2023秋入学	4年生 2023春入学	(参考) 卒業単位数
在学月数 (休学期間除く) ※月始め (1日) に在学していれば、その月は在学月として数える		1～6か月	7～12か月	13～18か月	19～24か月	25～30か月	31～36か月	37～42か月	43～48か月	
教育学部		全員適格	全員適格	16	33	49	66	82	99	130
経済学部		全員適格	全員適格	15	31	46	62	77	93	一般、DSEP、LBEEP 124 GBEEP 132
経営学部	一般	全員適格	全員適格	15	31	46	62	77	93	124
	社会人	全員適格	全員適格	15	31	46	62	77	93	124
	GBEEP	全員適格	全員適格	16	33	49	66	82	99	132 ※カリキュラム年度「2022」以前の学生のみ
	DSEP	全員適格	全員適格	15	31	46	62	77	93	124
理工学部		全員適格	全員適格	15	31	46	62	77	93	124
都市科学部 ※YCCS、ソクラテスは都市科学部と同様		全員適格	全員適格	15	31	46	62	77	93	124

【参考】収入・所得限度額目安表

			収入・所得限度額			
課程	家族構成 (※3)	通学状況	授業料 (半額免除)		入学料 (半額免除)	
			給与収入 (※1)	給与収入以外 の所得 (※2)	給与収入 (※1)	給与収入以外 の所得 (※2)
学部	1人世帯 (※4)	自宅				
		自宅外				
	2人世帯	自宅	650万円	393万円	578万円	343万円
		自宅外	695万円	437万円	641万円	387万円
	3人世帯	自宅	637万円	384万円	565万円	334万円
		自宅外	686万円	428万円	628万円	378万円
	4人世帯	自宅	698万円	440万円	645万円	390万円
		自宅外	742万円	484万円	692万円	434万円
	5人世帯	自宅	740万円	482万円	690万円	432万円
		自宅外	784万円	526万円	734万円	476万円

※1 給与収入は、源泉徴収票の支払金額欄、所得証明書の給与収入額欄であり、給与所得控除前の金額です。

※2 給与収入以外の所得とは、確定申告等という、売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額 (所得金額等欄) の金額です。

※3 上記の収入基準の目安は、家族構成が下記の場合を想定しています。

例えば、就学者の通う学校の種別、障がい者や長期療養者の家族の有無など、ご家庭の状況により所得限度額が異なるため、すべての家庭に上記の金額が目安として当てはまるわけではありません。

2人世帯：父または母 (家計支持者)、本人

3人世帯：父 (家計支持者)、母 (専業主婦)、本人

4人世帯：父 (家計支持者)、母 (専業主婦)、本人、公立高校生 (自宅通学)

5人世帯：父 (家計支持者)、母 (専業主婦)、本人、公立高校生 (自宅通学)、公立中学生 (自宅通学)

*父母ともに収入がある場合、父母の収入の合計金額で上記表の金額と比較してください。

※4 学部生は原則1人世帯 (独立生計者) としては申請できません。

※5 風水害等の被災を理由とした「特別の事情」による申請で、全壊、半壊、大規模半壊の罹災証明書が提出された場合、上記の所得限度額より収入が多い場合でも、優先的に免除が措置される場合があります。

※6 非課税世帯 (すべての家計支持者の市町村区民税所得割額が0円) は優先的に免除が措置されますので、上記の金額より収入が多い場合でも、免除が受けられる可能性があります。

※7 上記はあくまで目安金額ですので、上記の金額より収入が少ない場合であっても、免除が受けられない場合があります。また上記の金額より収入が多場合でも、免除が受けられる可能性があります。